

入札公告

下記により、一般競争入札を行いますので公告いたします

(公告日) 2020年12月1日

社会福祉法人宇水会
理事長 石田 敦子

記

1. 件名 特別養護老人ホーム宇水園及び養護老人ホーム和喜久の杜
給食業務委託
2. 場所 **【施設名】**
特別養護老人ホーム宇水園（大分県宇佐市大字辛島 299 番地の 2）
養護老人ホーム和喜久の杜（大分県宇佐市大字高森 1302 番地の 2）
3. 契約期間 2021 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
4. 仕様内容 別紙仕様書のとおりです
5. 説明会 開催いたしません
6. 参加申出 入札に参加を希望する場合、別紙一般競争入札参加申出書を 2020 年 12 月 14 日（月）までに郵送により提出をお願いいたします
7. 質問受付期間 入札参加申出書提出時から 2020 年 12 月 18 日（金）17 時まで
F A X 又は E-mail で受付いたします（様式自由）
8. 質問回答日時 2020 年 12 月 21 日（月）
入札参加申出業者様へ E-mail で回答いたします
9. 入札執行日時 2020 年 12 月 25 日（金）13 時 30 分
10. 入札場所 特別養護老人ホーム宇水園 1 階（宇佐市大字辛島 299 番地の 2）
11. 問い合わせ先 社会福祉法人宇水会 法人本部
〒879-0456 大分県宇佐市大字辛島 299 番地の 2
TEL : 0978-33-0111 FAX : 0978-33-0221
E-mail : usuien37@smile.ocn.ne.jp

(入札心得)

- (ア) 入札開始時刻に参集しない場合は、棄権したものとみなします。
- (イ) 代理人により入札に参加する場合は、委任状を提出し、受任者として金額の記入をお願いします。(必ず受任者印鑑持参のこと)
- (ウ) 入札回数は2回以内とします。
- (エ) 開札後直ちに、全入札者の氏名、入札金額を発表します。
- (オ) 予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格で申込みした業者を落札者とします。
- (カ) 入札書の金額訂正、二度書きは無効となります。
- (キ) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は取り消しはできません。
- (ク) 入札にあたっては連合(談合)し、又は不穏な行動をとらないでください。
- (ケ) 参加申出をされた業者は、入札時まで、次の各号の方法により、いつでも辞退することができます。
 - ① 入札前にあつては、その旨の書面を直接持参するか郵送等とします。
 - ② 入札中にあつては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入します。
- (コ) 入札により落札されなかった場合、契約を希望する業者がいる場合は、入札書を提出いただくこともあります。(不落随契)
- (サ) 入札を辞退した業者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

給食業務委託仕様書

1. 業務名： 特別養護老人宇水園及び養護老人ホーム和喜久の杜給食業務委託
2. 業務場所： 特別養護老人ホーム宇水園（大分県宇佐市大字辛島299番地の2）
養護老人ホーム和喜久の杜（大分県宇佐市大字高森1302番地の2）
3. 委託期間： 2021年4月1日～2024年3月31日
4. 対象者： 特別養護老人ホーム宇水園（定員80名）
養護老人ホーム和喜久の杜（定員70名）
5. 参加条件： 次の要件を満たしていること。
 - (1) 介護老人福祉施設での給食業務の受託実績を有するものであること
 - (2) 給食業務の全部、または、一部が遂行困難となった場合のための代行保証制度（公社）日本メディカル給食協会等に参加していること
 - (3) 医療関連サービスマークを取得していること
 - (4) 次の全てを補償できる賠償責任保険に加入していること
 - ア 食中毒事故による被害者への治療代、慰謝料、休業補償の賠償責任に対応していること
 - イ 厨房、食堂等で発生した火災事故、人身事故及び財物損壊事故等による被害者への賠償責任に対応していること
 - ウ 厨房設備、備品、機器類の故障・破損等による賠償責任に対応していること
 - (5) 次に該当するものは、参加者となることはできない
 - ア 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けている者
 - イ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にある者
6. 食事内容：
 - (1) 給食提供業者（以下、「乙」という）は、社会福祉法人宇水会（以下、「甲」という）の特別養護老人ホーム宇水園及び養護老人ホーム和喜久の杜の施設利用者等に毎日、朝食・昼食・夕食の提供を行う
 - (2) 乙は、1ヵ月程度の献立を甲へ提出し、甲の栄養士等と協議すること
 - (3) 乙は、季節に応じた行事食や郷土食を企画し提供すること
 - (4) 乙は、甲の栄養士等との協議の下、利用者の状態に応じた食事（主食：普通・軟飯・粥・ソフト粥・ミキサー、副食：普通・一口・粗キザミ・キザミ・極キザミ・ソフト食・ミキサー）の提供をすること。また、突発的な変更（利用者の健康状態に配慮した内容）

でも柔軟に対応すること

(5) 食事提供時間・下膳時間については下記のとおり

特別養護老人ホーム宇水園 朝食 8:00～9:00、昼食 12:00～13:00、夕食 17:30～18:30

養護老人ホーム和喜久の杜 朝食 8:00～9:00、昼食 12:00～13:00、夕食 17:00～18:00

(6) 乙は、食材の購入について、納入業者に衛生管理を徹底させ、産地を明らかにするとともに、地産地消や地元業者からの納入に十分考慮すること

7. 使用食器

甲で準備した食器の使用を基本とする

8. 厨房設備・備品管理等

(1) 乙は、使用する設備・備品等を常に清潔にし、定期的に清掃するとともに、防鼠・防虫に努めること

(2) 乙は、設備の使用や管理にあたって、常に管理上の責任と義務を自覚し、丁寧に取り扱うこと

(3) 乙は、節電・節水に最大限の配慮と工夫をすること

9. 栄養管理委員会

甲の主催する栄養管理委員会に乙の責任者、栄養士等は参加し、給食の提供が適切に行われるよう協力すること

10. 保存食

乙は、毎食ごとにその内容を管轄保健所の指導に従い保存する

11. 検食

乙は、毎食ごとに検食を用意し、甲は検食記録簿に必要事項を記載する

12. 業務従業者

(1) 乙は、業務従業者に対し、健康管理、衛生管理を徹底するよう指導すること

(2) 乙は、業務従業者に対し、調理技術向上への教育及び研修を実施すること

(3) 業務従業者は、施設利用者の個人情報の取り扱いには十分配慮し、乙は漏洩事故等のないよう指導、教育をすること

13. 災害等対策

(1) 非常災害時に備え、乙は、最低限1日3食で3日分の施設利用者用非常食を準備すること

(2) 乙は、甲が実施する避難訓練、防火訓練等に業務従事者を参加させること

14. 入札金額算出方法

1ヵ月を30日、食数については、最大食数を算出の基礎とし、金額に消費税は含まないものとする

15. その他

この仕様書の内容については、必要に応じ甲乙で協議の下、変更を行う場合がある。また、記載されていない事項についても、両者協議して決定する

【経費区分】

| 経費負担区分 | 甲側 | 乙側 |
|-----------------|----|----|
| 厨房設備費及び修理・補充 | ○ | |
| 厨房設備メンテナンス | ○ | |
| 什器備品及び補充 | ○ | |
| 食器々具及び補充 | ○ | |
| 更衣室、事務室設置及び関連備品 | ○ | |
| 光熱給水費 | ○ | |
| 残菜処理費 | ○ | |
| 害虫駆除費（消毒費） | ○ | |
| 残留塩素測定器及び試薬 | ○ | |
| 業務従事者の労務費 | | ○ |
| 保健衛生費（健康診断・検便） | | ○ |
| ユニフォーム一式 | | ○ |
| 食材費 | | ○ |
| 非常食及び補充 | ○ | ○ |
| 検食費（毎食1食） | | ○ |
| 消耗品費 | ○ | ○ |
| 通信費 | | ○ |
| 食札立て | ○ | |
| OA 費 | | ○ |
| 事務費 | | ○ |
| 帳票類一式及び印刷費 | | ○ |
| 駐車場 | ○ | |
| 寮費 | | ○ |
| 営業許可申請費 | | ○ |
| その他の経費 | ○ | ○ |